

【公開資料】

第36回 碧南市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年6月29日（木曜日）午後2時から2時30分まで
2. 場 所 碧南市役所本庁舎 議員大会議室
3. 出席委員（農業委員出席9名／定数11名、農地利用最適化推進委員出席8名／定数9名）
- | | | | |
|-------------|------|-------|-------|
| 会 長 | 神谷昌明 | | |
| 農業委員 | 市古昭子 | 三島孝二 | 金子さか江 |
| | 長谷部実 | 山中力四郎 | 加藤浩孝 |
| | 角谷正子 | 鳥居勝行 | |
| 農地利用最適化推進委員 | | | |
| | 磯貝孝弘 | 金原節子 | 下島良一 |
| | 杉浦孝明 | 石川清勝 | 近藤正孝 |
| | 藤関弘之 | 永坂邦男 | |
4. 欠席委員（農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名）
- | | | | |
|--|------|-----|------|
| | 藤浦利吉 | 黒田実 | 原田孝司 |
|--|------|-----|------|
5. 議事日程
- 第1 議事録署名委員の選定について
- 第2 (1) 議案について (29件)
- | | | |
|-------|----------------------|-----|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請の件 | 1件 |
| 議案第2号 | 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件 | 2件 |
| 議案第3号 | 碧南農用地利用計画変更の件 | 1件 |
| 議案第4号 | 農用地利用集積計画の件 | 23件 |
| 議案第5号 | 農地利用最適化推進委員の辞任願について | 1件 |
| 議案第6号 | 令和4年度農地利用最適化の推進状況 | |
| | その他事務の実施状況の公表について | 1件 |
- (2) 報告事項について (13件)
- | | | |
|-------|------------------------|----|
| 報告第1号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件 | 1件 |
| 報告第2号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件 | 8件 |
| 報告第3号 | 農地法第18条第6号の規定による届出の件 | 2件 |
- 追加報告
- | | | |
|-------|---------------|----|
| 報告第4号 | 生産緑地あっせん不成立の件 | 2件 |
|-------|---------------|----|
6. 事務局・説明員
- | | | | | | |
|------|-------|-----|------|------|------|
| 事務局長 | 生田和重 | 次 長 | 牧 勝彦 | 課長補佐 | 小林圭介 |
| 担当係長 | 松井佑未子 | 主 事 | 片山大輔 | | |

7. 議事とその結果

事務局 皆さん、こんにちは。
定刻となりましたので、ただいまより「第36回 碧南市農業委員会」を開会します。まず、事務局から、本日の出席状況についてご報告いたします。2番委員、4番委員、12番委員より欠席の届け出がありました。よって、農業委員9名・推進委員8名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本総会は成立してありますことをご報告いたします。
それではこれより議事の審査に入ります。碧南市農業委員会会議規則第6条第1項の規定により以降の議事の進行は会長にお願いします。

会長 本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
これより会議に入ります。まず、日程第1の議事録署名委員の選定ですが、私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

議場 (「異議無し」の声)

会長 それでは、8番委員、9番委員にお願いします。

会長 次に、日程第2の議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件についてです。

事務局 1ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定による県知事許可の申請の件についてです。
受付番号1895番。〇〇町〇丁目〇〇番地 〇〇〇〇さん から
◎◎町◎丁目◎◎番地、◎◎◎◎さんへ、
××町×丁目××番× 畑 1, 373㎡ につきまして所有権の移転の申請です。
申請理由としましては、譲渡人は農業経営の縮小、譲受人は農業経営の拡大です。
この農地は、農業振興地域内の農地、色地です。
対価は、2,900,000円、坪単価は約7,000円です。
農地法第3条第2項の各号の許可できない項目に該当するかどうかについて、申請書および現地調査によりますと、第1号関係の、譲受人の農地の経営面積及び労働力は、自作地は田が3,347㎡、畑が20,284.01㎡、借入地は畑が10,242㎡の合計33,873.01㎡です。
農作業に従事する者は、農作業歴65年の◎◎さんと、50年の妻、30年の子、20年の子の妻の計4名です。通作距離ですが、本申請地までは車で4分となっております。
第4号関係の、耕作に必要な農作業従事状況は、◎◎さんが320日、妻が250日、子が330日、子の妻が280日です。◎◎さんは、高齢ですが、健康であり、今後もまだ十分耕作が可能であるとの理由書がついております。
第6号関係の、周辺地域との関係ですが、周辺農地の耕作者と協調して耕作をしていきますので支障はありません、とのことです。
以上の様に、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。
令和5年6月6日に、大浜地区の9番委員、19番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、27ページにあります。

会 長 ありがとうございます。
只今の説明に関連して、現地確認した委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

9 番 まず、9番委員をお願いします。
適切に管理されている農地であることを確認しましたので報告します。

会 長 ありがとうございます。続いて19番委員をお願いします。

19番 草生えもなく適正に管理されており、問題ないと考えますのでお願いします。

会 長 ありがとうございます。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議 場 議案第1号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
（「異議無し」の声）

会 長 異議もございませんので、議案第1号は原案のとおり決定しました。

事務局 次に、議案第2号、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 2ページをお開きください。議案第2号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の件についてです。
受付番号1896番。被相続人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さん。令和4年12月26日死亡です。
相続人は、△△町△丁目△番地△、△△△△さん、被相続人との続柄は子です。
願い出地は、×××町×丁目×番×、畑、500㎡、
◎◎町◎丁目◎◎番地、田、1,067㎡、
□□町□丁目□番、現況田、4,246㎡です。
事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き農業経営する意思があることを確認しております。
令和5年6月7日に、西端地区の11番委員、12番委員と事務局で、現場確認を実施しました。
地図は、28ページから30ページにあります。

続いて受付番号1897番。被相続人は、〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇さん。令和4年10月13日死亡です。
相続人は、△△町△丁目△番地△、△△△△さん、被相続人との続柄は子です。
願い出地は、×××町×丁目×番×、畑、500㎡、
◎◎町◎丁目◎◎番地、田、1,067㎡、
同じく〇〇番、田、2,413㎡、△△町△丁目△番、田、2,010㎡、
××町×丁目×番、現況田、4,246㎡です。
事務局が申請者から事情を聞き取り、今後も引き続き農業経営する意思があることを確認しております。
令和5年6月7日に、西端地区の11番委員、12番委員と事務局で、現場確認を実施しました。

- 地図は、28ページから30ページにあります。
- 会 長 ありがとうございました。
- 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。
- 1 1 番 1 1 番委員お願いします。
- 1 2 番委員と事務局で現地確認しました。2 件とも土地が重複しておりますのであわせて報告します。すべて適正に管理されておりましたので問題ないかと思えます。
- 会 長 ありがとうございました。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。
- 会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
- 議案第 2 号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
- 議 場 （「異議無し」の声）
- 会 長 異議もございませんので、議案第 2 号は原案のとおり決定しました。
- 次に、議案第 3 号、「農用地利用計画変更の件」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。
- 事務局 4 ページをお開きください。議案第 3 号、農用地利用計画変更の件についてです。
- この案件につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、碧南農業振興地域農用地区域の農用地利用計画を変更するにあたり、碧南市から農業委員会に意見を求められているものです。
- 受付番号 1 8 9 8 番。市への申出者は、〇〇町〇丁目〇〇番地、〇〇〇〇 さん。
- 変更理由は、資材置き場及び進入路のための農振農用地からの除外案件です。
- 施設の概要は、資材置き場及び進入路で隣地と一体利用、利用率 1 0 0 % です。
- 申出地は、△△町△丁目△番、現況雑種地、2 3 3 m²で、
- 所有者は、××町×丁目××番地、×××× さんです。
- 今回の申出地については、立地や経過、隣地への影響から判断し、農業振興地域の整備に関する法律第 1 3 条第 2 項の農用地利用計画の変更の要件である、
- 1 代替すべき土地がないこと、
 - 2 土地利用への支障が軽微であること、
 - 3 農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと、
 - 4 施設機能への支障が軽微であること、
 - 5 土地改良事業から 8 年経過していること、
- の全ての条件をみたしており、農業振興地域内の農用地からの除外に問題はないと考えます。
- また、市が農用地利用計画を変更するためには、碧南市農業委員会のほか、該当地区の土地改良区である碧南市土地改良区、明治用水土地改良区及び油ヶ渕悪水土地改良区の 3 団体と、あいち中央農業協同組合の同意が必要となりますが、農業委員会を除く 4 団体については、碧南市から意見照会が行われており、碧南市へ同意済みとのことです。
- また、対象農地耕作者、隣地農地所有者および耕作者からも申請地を除外することの同意を受けているとのことです。
- なお、令和 5 年 6 月 7 日に西端地区の 1 1 番委員と 1 2 番委員、事務局で現場確認をし

ております。

会長 地図は、31ページにあります。 以上です。
ありがとうございました。

11番 只今の説明に関連して、現地確認した委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

11番 11番委員をお願いします。

11番 12番委員と事務局と3人で現地確認しましたので報告します。この場所は住宅にすべて囲まれている土地であり、農業に特化している土地ではありませんので問題ないかと思
います。

会長 ありがとうございます。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質
問等ありませんか。

会長 よろしいですか。それでは簡易採決します。

議長 議案第3号について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。
議場 (「異議無し」の声)

議長 異議もございませんので、議案第3号は原案のとおり決定しました。
次に、議案第4号、「農用地利用集積計画の件」を議題とします。事務局から議案の朗読
と説明をお願いします。

事務局 5ページをお開きください。
議案第4号、農用地利用集積計画の件についてです。
こちらは、一覧表にて説明します。
相対による貸借権設定は、合計件数19件、合計面積26,700㎡です。内訳は、畑
26,700㎡です。
続きまして、所有権移転は、合計件数1件、合計面積3,476㎡です。内訳は、畑
3,476㎡です。
16ページの 受付番号1919番ですが、令和5年5月の農業委員会にて農地流動化
申出のあった農地で、大浜地区の4番委員と棚尾地区の21番委員があっせん委員となり、
農業経営基盤強化促進法による利用集積の売買に至ったものです。
続きまして、愛知県農業振興基金への転貸による貸借権設定です。こちらは、農地中間
管理事業によって、農地の出し手から公益財団法人愛知県農業振興基金へ利用権の設定を
行うものです。合計件数3件、合計面積7,965㎡です。内訳は、田7,965㎡です。
以上の計画の内容につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の、
第1号、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
第2号、利用権の設定等を受けた後において、備えるべき要件である
イ、耕作等に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認
められること。
ロ、耕作等に必要な農作業に常時従事すると認められること。
の各要件を満たしていると考えます。以上です。

会長 ありがとうございます。
全体の審議に入る前に、出席委員の関連議案を先決します。7番委員の案件を先決しま
す。

会 長 7番委員の案件は、受付番号1905番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
7番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、7番委員関連の受付番号1905番は、原案のとおり決定しました。

会 長 続きまして、16番委員の案件を先決します。

会 長 16番委員の案件は、受付番号1921番、1922番です。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。

会 長 よろしいですか。それでは簡易採決します。
16番委員関連について、原案のとおり決定することに、ご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、16番委員関連の受付番号1921番、1922番は、原案のとおり決定しました。
それでは、先決3件を除く20件について、質疑に入ります。
この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第4号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

議 場 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第4号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に議案第5号、「農地利用最適化推進委員の辞任願について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 19ページをお開きください。
議案第5号、農地利用最適化推進委員の辞任願についてです。
この議案は、農業委員会等に関する法律第23条に、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」とあるため、今回、お諮りするものです。
受付番号1923番。
辞任願出された推進委員の住所及び氏名は
○○町○丁目○○番地 ○○○○ 委員
××町×丁目××番地 ×××× 委員
△△町△丁目△番地△ △△△△ 委員
辞任年月日は、令和5年7月19日です。
辞任理由は、碧南市農業委員会委員等選考委員会において、農業委員会委員に選考されたためです。すでに6月20日の碧南市議会にて、次期農業委員として選任の同意がされており、7月20日から任期が始まることとなっていますが、7月24日の臨時農業委員会にて次期推進委員が委嘱されるまでの間は、現職の推進委員としての職権も有することとなります。
農業委員会等に関する法律第18条第5項では、農業委員と推進委員の兼職を禁止す

る規定がありますので、次期農業委員としての任期開始日の前日に辞任する必要があることから、今回の辞任願出は正当な事由にあたると思います。

以上です。

会 長 ありがとうございます。この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問等ありませんか。

議 場 よろしいですか。それでは簡易採決します。

会 長 議案第5号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。

会 長 (「異議無し」の声)

会 長 異議もございませんので、議案第5号は原案のとおり決定しました。

会 長 次に議案第6号、「令和4年度農地利用最適化の推進状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案第6号、令和4年度農地利用最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表についてです。

こちらは、別紙にて説明いたします。

受付番号1924番。農業委員会等に関する法律第37条により、公表する必要があるため、例年、議案とさせていただいております。

今回の情報量が多い資料ですので、要点をピックアップして説明いたします。

1ページをご覧ください。「Ⅰ 農業委員会の状況」ですが、こちらは令和4年度の目標設定時の状況を転記したのになりますので、説明を省略させていただきます。

2ページをご覧ください。「Ⅱ 最適化活動の実施状況」ですが、「1 最適化活動の成果目標」をご覧ください。「(1) 農地の集積」の「③実績」は、集積率が68.1%で、目標値の69.8%に対する達成状況は97.6%となりました。

続いて、「(2) 遊休農地の発生防止・解消」についてですが、3ページの③実績をご覧ください。現状、草生え程度の農地はありますが、遊休農地はないため、「ア 既存遊休農地の解消」と「イ 新規発生遊休農地の解消」はいずれも数値は0です。

続いて、「(3) 新規参入の促進」についてですが、4ページの③実績をご覧ください。「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積」は、土地所有者に内諾の意向を調査していませんので、0ヘクタールです。なお、新規参入者の状況としては、1経営体、取得農地面積が0.2ヘクタールでした。

「2 最適化活動の活動目標」の「(2) 活動強化月間の設定」の「②実績」をご覧ください。7月、12月、2月にそれぞれ記載のとおり取り組みを行いました。

続いて、5ページをご覧ください。「(3) 新規参入の促進」の「②実績」は、新規参入相談会への参加は行っていませんので、0回です。

頁の一番下に「推進委員等の点検・評価結果」が記載してあります。これは月当たりの活動日数が目標の8日を上回ったかどうか等によって、国の点検・評価基準表にあてはめたものです。なお、月当たりの活動日数の平均は6.7日でした。

最終6ページは、事務の実施状況を記載したのになりますので、説明は省略させていただきます。

なお、この議案第6号につきましては、本会議終了後、市及び全国農業会議所のホームページにて公開予定です。

【公開資料】

- 会 長 | この件につきまして、推進委員の皆様も含め、ご意見、ご質問ございませんか。
よろしいですか。それでは簡易採決します。
議案第6号について、原案のとおり決定することにご異議はございませんか。
- 議 場 | (「異議無し」の声)
- 会 長 | 異議もございませんので、議案第6号は原案のとおり決定しました。
- 会 長 | 引き続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件、1件。報告第2号
農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件、8件。報告第3号、農地法第18条
第6号の規定による通知の件、2件。
追加報告 報告第4号生産緑地あっせん不成立の件、2件。合計13件、一括報告し
てください。
- 事務局 | (報告)
- 会 長 | ありがとうございました。
只今の報告について、ご質問のある方は挙手をお願いいたします。
- 会 長 | それでは他に質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。
- 会 長 | 続きまして、碧南市農業委員会会議規則第11条の規定で、委員は動議を提出でき
るとあります。その他として、動議はございませんか。
- 会 長 | 無いようですので以上をもちまして、第36回碧南市農業委員会を閉会とします。

～午後2時30分閉会～